

山川答練 厚生年金保険法第1回の訂正

問4 Aの問題を、以下のとおり訂正いたします。
なお、解答（「誤」）及び解説には変更ありません。

【訂正前】

平成28年1月に老齢厚生年金（年額240万円）と老齢基礎年金（年額78万円）の受給権を取得した被保険者（前月以前から引き続き被保険者の資格を有する者）の標準報酬月額が26万円で、平成27年6月と12月にそれぞれ45万円ずつ賞与が支給されていた場合、平成28年1月分の老齢厚生年金については、65,000円が支給停止される。なお、支給停止調整額は47万円とする。

↓

【訂正後】

平成28年12月に老齢厚生年金（年額240万円）と老齢基礎年金（年額78万円）の受給権を取得した被保険者（前月以前から引き続き被保険者の資格を有する者）の標準報酬月額が26万円で、平成28年6月と12月にそれぞれ45万円ずつ賞与が支給されていた場合、平成29年1月分の老齢厚生年金については、65,000円が支給停止される。なお、支給停止調整額は47万円とする。